

交通事故防止チラシ（一時停止編）



見通しが悪い交差点などに止まれの標識が設置してありますが、皆さん確実に一時停止をして安全確認を行い交差点を通行していますでしょうか？一時停止をしなかったために、悲惨な交通事故が発生しています。「**止まるべきところでは必ず止まる。**」を確実に実施して、交通事故を「**起こさない・遭わない**」ようにしてください。



道交法43条

一時停止の道路標識がある交差点では、一時停止しなければならぬ。



この標識がある所は、一時停止をして安全確認しないと**重大な交通事故**に発展する可能性があります。全ての車両（自転車も含む）が止まってください。

さらに

交通事故防止のために道路交通法で定められている

停止しなければならないものを紹介します！

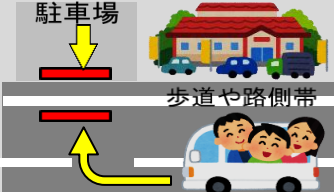
赤色点灯の信号機
(道交法7条)



赤色点滅の信号機
(道交法7条)



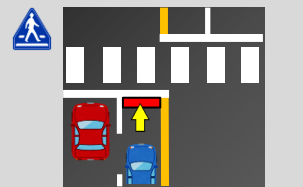
歩道、路側帯を横切の場合
(道交法17条2項)



踏切
(道交法33条1項)



横断歩道手前で停車している車両の側方通過(道交法38条1項前段)



横断歩道を横断中の歩行者、横断しようとする歩行者
自転車横断帯を横断中の自転車、横断しようとする自転車
(道交法38条1項後段)



緊急自動車等の優先
(道交法40条1項、41条の2・1項)



歩行者の保護
(道交法71条2号、71条2号の2)

右図のような子・方が通行している時は、一時停止、または徐行して通行を妨げないようにしてください。



「止まるべきところでは必ず止まる。」そして事故を未然に防ぎましょう！



このQRコードを携帯電話・スマートフォンで読み取ると、一宮警察署が作成した他の交通事故防止啓発チラシが閲覧できます。閲覧して実践しよう！

一宮署交通課作成